

議案第 8 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 5
0 号）の一部を次のように改正する。

第 81 条第 3 項中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 87 条第 3 項中「第 4 条第 2 項」を「同法第 5 条第 2 項の規定」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

土壌汚染対策法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定
するものである。